

長野県福祉サービス第三者評価事業苦情対応要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(対応)</p> <p>第5条 県は、対応方法を検討した結果に基づき、県自らが回答すべきと判断した苦情について、申出人に回答するものとする。なお、県は申出人に回答するときは、必要に応じ、あらかじめ<u>長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会</u>（以下「<u>分科会</u>」という。）の意見を聴くものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 県は、第1項の検討の結果、申出人と評価機関との話し合い等による解決が適当と認められる場合は、双方の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うものとする。なお、県は、あっせんを行うに当たって、必要に応じ、あらかじめ<u>分科会</u>の助言等を求めることができるものとする。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第8条 苦情対応に従事する県の職員及び<u>分科会</u>の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p>この要領は、令和元年 月 日から施行する。</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(対応)</p> <p>第5条 県は、対応方法を検討した結果に基づき、県自らが回答すべきと判断した苦情について、申出人に回答するものとする。なお、県は申出人に回答するときは、必要に応じ、あらかじめ<u>長野県福祉サービス第三者評価推進委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）の意見を聴くものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 県は、第1項の検討の結果、申出人と評価機関との話し合い等による解決が適当と認められる場合は、双方の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うものとする。なお、県は、あっせんを行うに当たって、必要に応じ、あらかじめ<u>委員会</u>の助言等を求めることができるものとする。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第8条 苦情対応に従事する県の職員及び<u>委員会</u>の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(追加)</p>